

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

※最新の情報はホームページをご覧ください

新型コロナワクチン接種のスケジュール

区分		クーポン券発送日	予約開始日
16歳以上65歳未満	優先接種対象者 ※1	6/28(月)以降 順次発送	クーポン券到着次第
	それ以外の方		7/15(木)
12歳以上16歳未満		7月下旬以降 順次発送予定	クーポン券到着次第

※1 優先接種の対象となる方

- ・慢性の呼吸器の病気・心臓病・腎臓病などの基礎疾患(※2)があり、通院または入院している方
- ・障害者施設の従事者や利用者、通所型介護施設や在宅介護サービスの従事者など
- ・保育施設や児童養護施設の従事者、幼稚園の教職員、特別支援学校・学級の教職員など



※2

新型コロナワクチンの接種の流れ

①市からクーポン券が届く

6月28日(月)以降に、16歳以上65歳未満の方に順次発送し、12歳以上16歳未満の方は、7月下旬以降に発送する予定です。クーポン券は、1人1通届きます。なお、65歳以上の方には発送済みです。



②接種する医療機関などを選んで予約する

新型コロナワクチン接種予約サイトやワクチンコールセンター、各医療機関が指定する方法のいずれかで予約できます。予約方法はクーポン券に同封の案内またはホームページで確認してください。



③予約した接種場所で接種する

クーポン券や予診票、本人確認書類(運転免許証や健康保険証など)を持って、予約した接種場所へ向きます。接種日から一定の期間を空けて、2回目の接種を受けてください。



新型コロナワクチンの 大規模集団接種を実施します

7月12日(月)から8月29日(日)まで、愛知県が豊橋中央会場(旧マリエール豊橋(中浜町))で大規模集団接種を実施する予定です。詳細は豊橋市ホームページをご覧ください。



新型コロナワクチンに関する 詐欺にご注意ください

新型コロナワクチン接種に関する詐欺が発生しています。国や県、市の職員がワクチンを接種するために個人情報を聞き出したり、金銭の振り込みを要求したりすることは絶対にありません。不審な電話や訪問があったら、消費者ホットライン(☎188)にご相談ください。

問合せ 東三河消費者生活総合センター(安全生活課内☎51・2305)

新型コロナウイルス感染症に関する



Q ワクチン接種前の注意点は？

A 事前に自宅で体温を測定し、明らかに発熱（通常37.5℃以上）している方や体調が悪い方などは接種を控え、接種を予約した施設にキャンセルの連絡をして予約をとり直してください。また、半袖などの肩を出しやすい服装でお越しください。

Q ワクチンにはどんな副反応があるの？

A 注射した場所の痛みや頭痛、発熱などが報告されていますが、ファイザー社製・モデルナ社製のワクチンどちらも、症状の大部分は数日以内に回復しています。まれにアナフィラキシーショックなどの急性アレルギー反応が発生することが報告されていますので、接種後しばらくは接種場所で待機していただきます。

Q 妊娠中・授乳中・妊娠を計画中でもワクチンを接種できるの？

A 接種することができます。ワクチンを接種することで特段の懸念が認められているわけではありませんが、安全性に関するデータが限られていますので、接種のメリットとデメリットをよく検討して各自で判断してください。接種するかお悩みの方は、主治医とご相談ください。

Q ワクチンを接種したら、もう感染症対策はしなくてもいいの？

A ワクチン接種は感染症の発症や重症化を予防することを目的としており、他者への感染をどの程度予防できるのかはわかっていません。接種後も引き続きマスクの着用や手指消毒など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

問合せ ワクチンコールセンター(☎0570・09・5670)

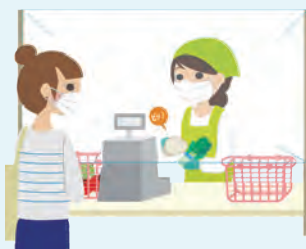
HP 84691

支援などのお知らせ

新型コロナウイルス感染防止対策に必要な費用を一部補助します

3/16(火)(飲食店は3/1(月))～8/31(火)に購入したCO₂測定器やキャッシュレス機器、飛沫防止パネルなどの、感染防止対策に必要な備品の購入費用を一部補助します。

対象: 6/30(水)以前から市内に本店(個人は住所)があり、対面で接客を行う店舗
補助額: 費用の4分の3(上限10万円) **申請:** 7/1(木)～9/30(木)に申請書などを、がんばる商店等感染症対策強化支援補助金事務局(〒440-8501住所不要☎21・8210)※申請書などは各窓口センター、ホームページで配布 ☎ 85719



収入が減少した方の令和3年度国民健康保険税を減免します

対象: 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が次のいずれかに該当する世帯①事業収入や不動産収入、山林収入または給与収入が昨年に比べ3割以上減少した(所得制限あり)②死亡または重篤な傷病を負った **免除額:** ①減少する所得に応じた算出した保険税の2割～全額②全額 **申請:** 来年3/31(木)までに、申請書などを国保年金課(〒440-8501住所不要☎51・2295)※申請書などは国保年金課、ホームページほかで配布 ☎ 76113

低所得の子育て世帯に給付金を支給します

対象: 18歳到達年度終了前(障害がある場合は20歳到達年度終了前)の子どもがいる世帯で、ひとり親世帯分の生活支援特別給付金を受けていない、次のいずれかに該当する方①1/1(祝)時点で市内に住所があり、住民税非課税で児童手当を受給している②1/2(土)以降に市内に転入し、住民税非課税で児童手当を受給している③住民税非課税で児童手当を受給していない④新型コロナウイルス感染症の影響で直近の収入が住民税非課税の水準を下回った **支給額:** 子ども1人につき5万円 **その他:** ①②は6/30(水)以降、児童手当振込口座に支給 **申請:** ③④は7/19(月)～来年2/28(月)に申請書などを子育て支援課(〒440-8501住所不要☎51・3161)※申請書などはホームページで配布 ☎ 84021